

消費者教育推進法要綱案

第1 目的

この法律は、内外の社会経済情勢の変化及び地球環境の変動に伴って、消費者の選択と行動が社会全体に及ぼす影響が増大していることを踏まえ、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差があるもて、消費者の基本的権利を保障し、その主体的な選択と行動を確保するためには、消費者に必要な情報及び教育の機会が提供されることが極めて重要であることにかんがみ、消費者教育に関する基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、その基本方針の策定その他の消費者教育の推進に関する必要な事項を定めることにより、消費者教育を総合的に推進し、もって、消費者の主体的な選択と行動を通じて、消費者被害のない安全及び公正が確保された持続可能な社会の形成に寄与することを目的とする。

第2 定義

- 1 この法律において「消費者教育」とは、消費生活に関する教育（消費者が批判的精神をもって主体的に消費者市民社会の形成に参画する上で必要な知識及び能力を育むための教育を含む。）及びこれに準ずる啓発活動をいう。
- 2 この法律において「消費者市民社会」とは、消費者が、個々の消費者の能力及び需要の多様性を相互に尊重し、その消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に与える影響を考慮しつつ、消費者被害のない安全及び公正が確保された持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会をいう。

第3 基本理念

- 1 消費者教育は、消費者と事業者との間の情報の質、量及び交渉力等の格差の存在を前提として、消費者が自らの権利・利益を守る上で必要な消費生活に関する知識を習得し、これを適切な行動に結び付けることができる実践的な能力が育まれることを旨として行われなければならない。
- 2 消費者教育は、消費者が消費者市民社会を構成する一員として批判的精神をもって主体的に消費者市民社会の形成に参画し、その発展に寄与することができるよう、その育成を積極的に支援することを旨として行われなければならない。
- 3 消費者教育は、幼児期から高齢期までの各段階に応じて、学校、地域、家庭、職場その他の様々な場の特性に応じた適切な方法により行われるとともに

に、それぞれの段階及び場において消費者教育を行う多様な主体の連携を確保して効果的に行われるべきである。

- 4 消費者教育は、環境教育、食育、国際理解教育、法教育（市民教育）など、消費者教育に関連する教育分野との有機的な連携を確保しつつ行われるべきである。
- 5 消費者教育は、消費者の消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に与える影響に関する情報その他の多角的な視点に立った情報を提供することを旨として行われなければならない。

第4 国の責務及び推進体制

- 1 国は、基本理念にのっとり、消費者教育の推進に関する総合的な施策を策定し実施する責務を有するものとする。この施策には、地方公共団体の責務が果たされかつ消費者団体の努力が促進されるよう行う必要な支援を含む。
- 2 消費者庁と文部科学省が緊密な連携を保ちつつ施策を推進する責任を負うことを明確にし、共同で消費者教育の推進に関する重要な基本的事項に関する基本方針を定めることとする。
- 3 消費者、消費者団体、事業者、事業者団体、消費者教育に関連する活動を行うNPO・学識経験者、教育関係者、関係行政機関、関係する独立行政法人等をもって構成する消費者教育推進会議を設置し、消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な実施の推進に関して消費者教育推進会議の構成員相互の情報交換及び調整、基本方針の作成・変更についての意見の具申、基本方針の実施状況について調査及び効果的な推進方策の検討をその任務とする。

第5 地方公共団体の責務及び推進体制

- 1 地方公共団体は、基本理念にのっとり、消費者教育の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の社会的、経済的状况に応じた施策を策定し実施する責務を有するものとする。
- 2 都道府県は、基本方針を踏まえ、都道府県消費者教育推進計画を定めるものとする。

市町村は、基本方針及び都道府県消費者教育推進計画が定められている場合は同計画を踏まえ、市町村消費者教育推進計画を定めるよう努めなければならないものとする。

- 3 地方公共団体は、消費者教育推進計画を定めたとき又は地域における消費者教育を推進するため必要があると認めるときは、消費者、消費者団体、事

業者，事業者団体，消費者教育に関連する活動を行うNPO・学識経験者，教育関係者，当該地方公共団体の関係機関，消費生活センター等をもって構成する消費者教育推進地域協議会を設置し，消費者教育の総合的，体系的かつ効果的な実施の推進に関して消費者教育推進地域協議会の構成員相互の情報交換及び調整，消費者教育推進計画の作成・変更についての意見の具申，消費者教育推進計画の実施状況について調査及び効果的な推進方策の検討をその任務とする。

第6 実効性確保のために必要な措置

- 1 教員の資質向上が重要であることに鑑み，教員養成課程において消費者教育に関する科目を設置するよう，国が大学を支援する。また，教育の研修においても消費者教育に関する科目を取り入れる。
- 2 国及び地方公共団体は，消費者教育及びこれに関連する教育を行う多様な主体の連携が促進されるよう，必要な情報を提供するとともに，可能な限りリソースセンターの整備に努めるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は，消費者教育の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。
- 4 国は，この法律の施行後5年を目途として，この法律の施行の状況について検討を加え，必要があると認めるときは，その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。